

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

1. 【実態把握・人的配置等】

外国籍の子どもが増加するなか、日本語指導が必要な子どもたちの実態を正確に把握し、必要な支援を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。

①帰国・渡日等の子どもたちの就学や十分な教育を保障すること。また、帰国・渡日の子どもたちの実態、学校のとりくみを基本に必要な教職員を引き続き配置すること。

（回答）

○ 府教育庁では、外国籍児童生徒の就学にあたり、市町村教育委員会及び学校が、児童生徒の状況を十分に把握し、丁寧に対応していく必要があると認識しております。

○ 府内すべての市町村において、外国籍の子どもの保護者に対して就学案内を送付しており、府教育庁としては、市町村教育委員会が行っている就学支援の工夫された取り組み事例を広く伝え、すべての外国籍の子どもの就学状況を把握し、就学機会が適切に確保されるよう指導助言に努めているところです。

○ 各小中学校において帰国・渡日児童生徒の受入体制の整備を図り、学校全体がチームとして支援を行うことで児童生徒が安心して学校生活を送れることを目的として、「ようこそ OSAKA へ～帰国渡日児童生徒の受け入れマニュアル」、「同パートⅡ～日本語支援アイディア集～」、「同パートⅢ～日本語指導実践事例集～」の活用を進めるよう周知しています。

○ 教員の配置については、国が措置する児童生徒支援加配を活用し、外国人児童生徒等の日本語指導に対応するための教員を配置しています。

○ 今後とも、海外からの帰国児童生徒や外国人児童生徒の日本語指導を行うための教員が確保できるよう努めるとともに、大阪府のような大都市圏において顕著にみられる教育課題の実情等をふまえた定数措置がなされるよう、引き続き国に対して要望も行ってまいりたいと存じます。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教職員室 教職員人事課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

1. 【実態把握・人的配置等】

外国籍の子どもが増加するなか、日本語指導が必要な子どもたちの実態を正確に把握し、必要な支援を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。

②少数言語を母語とする子どもたちの文化やアイデンティティの保障、母語保障、学習言語の獲得のために必要な人的配置をおこなうこと。「母語による学習サポート」を具現化するための「日本語教育学校支援事業」の予算を十分確保すること。また、「教育サポーター」派遣の対象を府立高校から小・中学校にも拡充すること。

（回答）

○ 「日本語教育学校支援事業」においては、府立高校からの要望に応じて、生徒の母語・母文化を理解する人材を教育サポーターとして派遣し、生徒個々の多様な生活背景やこれまでの学習状況等をふまえた指導補助及び学校生活をサポートしています。

○ 引き続き、適切な対応ができるよう、各校の実情に合わせて加配や非常勤講師を配置するなど、日本語教育の機会の拡充に努めてまいります。

○ 母語による学習サポートについては、児童生徒のアイデンティティの確立、保護者とのコミュニケーションの維持等の面から重要であり、また、学習言語の獲得についても、帰国・渡日の児童生徒の学力を保障するためにも必要なものであると認識しております。

○ 今後も、引き続き教育サポーター育成研修などによる、教育サポーターの登録の充実や、市町村教育委員会との情報共有に努めるとともに、関係課間で連携してまいります。

○ 教員の配置については、国が措置する児童生徒支援加配を活用し、外国人児童生徒等の日本語指導に対応するための教員を配置しています。

○ 今後とも、海外からの帰国児童生徒や外国人児童生徒の日本語指導を行うための教員が確保できるよう努めるとともに、大阪府のような大都市圏において顕著にみられる教育課題の実情等をふまえた定数措置がなされるよう、引き続き国に対して要望も行ってまいりたいと存じます。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教職員室 教職員人事課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

1. 【実態把握・人的配置等】

外国籍の子どもが増加するなか、日本語指導が必要な子どもたちの実態を正確に把握し、必要な支援を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。

③日本語指導が必要な子どもたちの多様な実態や支援を通じてみえてくる課題解決をはかるため、NPO との連携を強化し、サポート体制を充実させること。

（回答）

○ 市町村立小中学校においては、市町村ヒアリングや学校訪問等により、これまでからも日本語指導が必要な児童生徒及びその家庭については、言葉の壁等により、必要な情報を適切に届けることに課題があると把握しております。

○ これまでから、とりわけ少数言語の通訳の確保が難しい市町村に対しては、NPO と連携し、通訳を紹介するなどしてまいりました。2019（令和元）年度から、日本語指導スーパーバイザーを当該児童生徒の受入経験のない学校に直接派遣し、受入体制作りや日常の日本語指導について支援・助言をしました。

○ 2022（令和4）年度からは、多言語化かつ少数散在化する現状をふまえ、当該児童生徒がオンラインで日本語指導を受けることができる体制として、府の日本語指導員による指導を行い、当該児童生徒の日本語能力の向上を支援しているところです。また、外国にルーツのある子どもと日本ルーツの子どもがともに活動し、アイデンティティを育む「オンライン国際クラブ OSAKA」を実施し、多様なルーツの児童生徒がともに活動する多文化共生の取り組みを行っているところです。

○ 2020（令和2）年度からは、府域7地区に外国人児童生徒支援員を配置し、生活面も含めて支援しています。

○ また、当該児童生徒の少数散在傾向が進む中、2019（令和元）年度より、児童生徒のアイデンティティの保持・育成やロールモデルとの出会いによって将来への展望を持つ機会を作るために、「OSAKA 多文化共生フォーラム」を実施しています。

○ さらに、府作成の家庭学習用動画教材について、大学等と連携し、多言語翻訳を進め、2024（令和6）年10月末現在、9か国語で府教育庁のホームページに掲載しています。

○ 今後も、家庭背景をふまえた当該児童生徒の実態を丁寧に把握しながら、困難な状況にあっても子どもが不利益を被ることのないよう、必要な施策を講じ、学校を支援してまいります。

○ 府立高校については、「日本語教育学校支援事業」において、学校からの要望に応じて、教育サポーターの配置を行っております。

○ 引き続き、その事業を担っている団体との連携を図り、必要な生徒に必要な支援をしてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

1. 【実態把握・人的配置等】

外国籍の子どもが増加するなか、日本語指導が必要な子どもたちの実態を正確に把握し、必要な支援を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。

④「DLA」（外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント）の活用、「『特別の教育課程』による日本語指導」を引き続きすすめること。また、府立高校の日本語指導に係る「特別の教育課程」の実施にむけて、具体例を示す等支援をおこなうこと。

（回答）

○ 2014（平成26）年度より、日本語指導にかかわる教員や市町村教育委員会の担当者に対し、「DLA」（外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント）の活用についての研修を実施しているところです。

○ これらをふまえ、2019（令和元）から2021（令和3）年度まで、「特別の教育課程による日本語指導推進事業」を実施し、中核市を除く各市町村及び学校へ日本語指導スーパーバイザーを巡回派遣し、個別の指導計画の作成の支援や多文化共生の取組みへの助言を行ってまいりました。

○ 今後も「特別の教育課程」による指導を含めた、一人ひとりの子どもの課題に対応した個別支援が充実するよう、市町村教育委員会と連携しつつ対応してまいります。

○ 加えて、2020（令和2）年度から、府域7地区に外国人児童生徒支援員を配置し、外国人児童生徒の学校生活及び保護者の家庭における様々な問題への対応や、授業の中で当該児童生徒を個別に支援するなどしています。

○ また、少数言語を母語とする子どもたちに対する支援など、研究団体や国際交流団体等とも連携しながら人材・教材情報の提供をしておりますが、引き続き、市町村教育委員会と協議した上で、対応してまいります。

○ 「特別の教育課程」を編成して行う日本語指導を、高等学校においても実施できるよう、学校教育法施行規則の一部を改正する告示が2022（令和4）年3月31日に公布され、府立高等学校には2022（令和4）年4月8日にその旨を通知するとともに、その具体的な運用については、教員研修等を通じて周知しているところです。

○ また、府立高校において日本語の能力に応じた指導を特別の教育課程として行う場合の取扱いについて要項をまとめ、府立高校に周知しています。

○ 今後も適宜、必要な情報を府立高校に発信するなど、積極的な情報提供に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

2. 【外国人教育研究会への支援】

帰国・渡日等の子どもたちの教育を保障するため、大阪府人権教育研究連合協議会への人的配置を拡充すること。また、「外国人教育研究会」未設置の市町村に対し、組織整備を求めること。

（回答）

○ 府教育庁では、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」をふまえて在日外国人教育を推進してきたところです。

○ また、昨年には、「大阪府在日外国人施策に関する指針」が約 20 年ぶりに改正されました。

○ 教育現場でも、同様にこの間、在日外国人生徒の増加や国籍の多様化に伴って、日本語指導や母語・母文化支援の必要性が増すなど、求められるニーズや対応すべき課題が大きく変化しているところです。

○ 府教育庁においては、府の改正をふまえ、2024（令和6）年2月、「在日外国人に関わる教育における指導の指針」を策定し、同年同月に府立学校及び各市町村に周知したところです。

○ 本指針の内容の具体化として位置付けている「在日外国人教育のための資料集(DVD) 増補版」教材についての活用促進を図るよう、全市町村教育委員会及び府立学校に指導助言を行うとともに、人権教育主管課長会や研修会等において、学校の教育活動での具体的な活用方法を示すなどし、指針をふまえた教育が充実するよう指導を行っています。

○ 今後、さらなる在日外国人教育の充実に向けて、研修会等あらゆる機会をとらえて資料集の活用について働きかけるとともに、教職員が在日外国人生徒等に配慮した指導内容、指導方法について共通理解を深め、すべての生徒等に対し、人権尊重の精神に基づいた適切な教育が行われるよう働きかけてまいります。

○ また、大阪府在日外国人教育研究協議会（府外教）や大阪府立学校在日外国人教育研究会（府立外教）は、本府の在日外国人教育・国際理解教育の充実にとって大きな役割を果たしていると認識しています。今後とも研究組織の独自性や専門性を尊重し、連携を一層深め、在日外国人教育の推進に努めてまいります。

○ さらに、府教育庁といたしましては、各単位外教の未設置市町村（14市町村）及び府外教未加盟市（4市）に対して、設置や加盟を働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

3.【政治教育】

「特別の教科 道徳」において、主権者教育や参政権がとりあげられている。政治的教養を育む教育については、外国籍の子どもを排除しない指導となるように、大阪府教育庁作成のガイドライン等の周知および有効な活用を促すこと。また、外国籍の子どもたちの参政権については、国籍国でのとりあつかいについても教職員に周知し、適切に指導できるように研修すること。

（回答）

○ 府教育庁においては、2016（平成28）年2月に府独自のガイドラインを作成し、周知を図るとともに活用を促してきました。また、2017（平成29）年8月には府立学校公民科担当教員対象の研修会を実施し、好事例を共有しました。

○ 今後も、好事例を共有化するとともに、選挙権を持たない外国籍の子どもたちや、障がいがあり配慮の必要な子どもたちを含むすべての高校生が政治的な教養を身に付けることができるよう、各校における「政治的教養を育む教育」の充実に努めてまいります。

○ 小中学校では、発達段階に応じて、身近な家族から、学校、地域へと、自分と社会との関わりを広げながら、学習や経験を積み重ねることで、より良い社会を作っていくよう、主体的に判断し、行動できるような力の基盤を育むことが重要であると認識しています。

○ また、2015(平成27)年7月に現場の実践をまとめた事例集を各学校に周知するとともに、2016（平成28）年2月には、府立高校向けガイドラインを各学校に周知し、「政治的教養をはぐくむ教育」の推進を図っているところです。

○ なお、外国籍の子どもたちにおける参政権の各国での取り扱いについても、府立高校向けガイドラインの活用等を図り、教員が理解し、当該子どもたちの実態に合わせた配慮ができるよう市町村教育委員会に周知しています。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 教育振興室 支援教育課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【生活・労働問題】

帰国・渡日の子どもたちの健康保障や親の生活・労働の問題など、さまざまな課題があるなかで、当面、以下のことについての施策を拡充すること。

①府営住宅など、住宅を保障すること。また、住宅に関する必要な情報を多言語で提供すること。

（回答）

○ 府営住宅については、1979（昭和54）年に「国籍」による入居資格の制限を撤廃し、住民基本台帳法の適用対象で、かつ、府内に在住又は在勤している外国人の方の入居申込を可能としました。

○ また、府営住宅への応募方法につきましては、大阪府のホームページに、英語、中国語（簡体字と繁体字）、韓国語（ハングル）で掲載しております。

○ 入居資格審査に必要な書類を説明するパンフレットについて、特に需要の多い中国語（簡体字）、英語の翻訳版を2017（平成29）年11月下旬に作成し、各府営住宅管理センターを通じ配布しています。また、災害時における行動の留意点を記した防災ガイドを、英語、中国語などで2019（令和元）年8月及び2022（令和4）年3月に作成し、各府営住宅管理センターが入居説明会時に入居者に配布するなど、多言語での情報提供に努めています。

○ 公社賃貸住宅については、国籍による入居資格の制限は行っておらず、中長期在留者若しくは特別永住者であれば入居申込が可能です。

○ 公的賃貸住宅、民間賃貸住宅いずれにおいても、外国人など住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、地域の実情に応じた多様な居住支援体制の構築を促進しています。Osaka あんしん住まい推進協議会のウェブサイトでは、大阪で住まいを探す外国人向けのアドバイスを多言語で紹介しています。

○ また、大阪府住宅相談室では、住まいに関する様々な相談に対応し、必要に応じて適切な相談窓口をご案内しており、外国人から問い合わせを受けた場合も、大阪府国際交流財団（OFIX）のサポートを受けて多言語対応を行っているところです。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課
都市整備部 住宅建築局 居住企画課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4.【生活・労働問題】

帰国・渡日の子どもたちの健康保障や親の生活・労働の問題など、さまざまな課題があるなかで、当面、以下のことについての施策を拡充すること。

②在日外国人に必要な情報を多言語で提供するとともに相談体制を拡充すること。また、災害等の非常時には、情報を即時提供できるシステムを整備すること。「やさしい日本語」については、行政・学校で活用できるように整備すること。

（回答）

○ 2009（平成21）年度に（公財）大阪府国際交流財団や府内市町村と連携し、大阪で暮らす外国人のための生活情報冊子として作成した「大阪生活必携」を、2022（令和4）年9月に同財団において改訂したところです。医療・住まい・労働・教育・各種相談窓口など生活に関する情報を11言語で作成し、同財団のホームページに掲載するとともに、庁内関係部局や市町村等にも周知し、広く発信しているところです。

○ 相談体制としては、大阪府では、在住外国人の方が大阪で安心して暮らせるよう、1993（平成5）年度から外国人のための相談窓口を設置し、在留資格や暮らしに関することなど、様々な相談や情報提供を9言語で実施し、2009（平成21）年度からは、「大阪府外国人情報コーナー」として、外国人向けの府政相談業務を在住外国人支援に関する知識やノウハウを有する（公財）大阪府国際交流財団へ委託し、2019（令和元）年度より入管法改正に伴う国の交付金を活用し同財団への補助を行い、対応言語を11言語に拡充しました。相談時間については、外国人の多様化・複雑化する相談ニーズに対応し、またこれまでの相談実績等をふまえて、2024（令和6）年より、夜間集中相談週間の実施、特定の休日に終日相談の実施など柔軟化を行い、引き続き対応しているところです。さらには、本コーナーに寄せられた相談を「外国人相談事例集（FAQ）」として11言語で作成し、同財団のホームページに掲載しています。

○ また、1995（平成7）年度から関係団体と協力して大阪市内で実施しております「一日インフォメーションサービス事業」では、医療、法律等、15分野の専門家により12言語による相談を実施しています。

○ 一方、（公財）大阪府国際交流財団においては、日本語での会話が困難な外国人に対し、多言語で情報提供ができるボランティアの育成にも努め、行政情報通訳などを提供するボランティアの登録・派遣制度が運営されています。

○ また、(公財)大阪府国際交流財団では、災害時に情報弱者となりうる外国人への支援を行うボランティアの登録者の増加や育成を行うため、「災害時通訳・翻訳ボランティア研修」を実施しています。

○ 災害発生時の取組みとして、2015(平成27)年3月、大阪府と(公財)大阪府国際交流財団との間で、大規模災害発生時に在住外国人に対し多言語による情報発信や相談業務等の支援を円滑に行うため、「大阪府災害時多言語支援センター」の設置・運営に関する協定を締結しました。なお、2018(平成30)年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震の際には、同センターを設置し、多言語での情報発信や外国人向けの電話相談を24時間対応で実施したところです。

○ 災害関係の情報提供としては、これまで11言語で「外国人のための防災ガイド地震編」を作成していましたが、2022(令和4)年度にはウクライナ語及びロシア語の2言語を追加し、13言語で対応しています。このほか、避難所において外国人の方々が避難してくることを想定し外国人避難者との意思疎通を図るため、危機管理室と連携し、「避難所会話シート並びに外国人避難者用質問票」を9言語で作成し、府内市町村で活用できるよう大阪府のホームページに掲載しています。

○ また、災害時に外国人が必要な情報を多言語で提供するウェブサイト・アプリ「Osaka Safe Travels」を開発し、2020(令和2)年2月から、2024(令和6)年3月まで運用をしました。2024年(令和6)年4月以降は、危機管理室と連携し、大阪防災アプリを活用して、必要な情報を多言語で発信することとしています。

○引き続き、関係機関と連携を図り、在住外国人に対する情報提供や相談対応の充実に努めていきたいと考えています。

○ やさしい日本語の行政での活用については、2018(平成30)年度から、大阪府国際交流財団と連携し、庁内、市町村担当者等を対象に、やさしい日本語についての知識の習得と運用能力向上を図るための研修を実施しています。

○ また、2019(令和元)年度にやさしい日本語による行政文書作成のためのテキスト「やさしい日本語を使いましょう！ー外国人とのコミュニケーション術ー」を作成し、ホームページで公開して活用を呼びかけるとともに、庁内各課における広報資料の「やさしい日本語」翻訳サポートを実施しています。

○ 府教育庁としては、2014(平成26)年度末に、日本語教育教材「こんにちは」(小学校用・中学校用)を全面改訂し、府教育センターホームページに掲載するとともに、教職員研修においても周知することにより、その活用を働きかけてまいりました。

○ また、2002（平成14）年度より、帰国・渡日児童生徒及び保護者が就学や進路に必要な情報を得られるよう、市町村教育委員会や小中学校の教職員が活用できる各種の教育情報を提供しているところです。

○ 府教育庁のホームページでは、2024（令和6）年10月現在、高等学校等への進路資料「進路選択に向けて」を16言語（日本語含む）で、「学校生活サポート情報」を13言語（日本語含む）でダウンロードできるようにするなど、随時更新に努めております。

○ 府立高校においては、府立高等学校入学者選抜に合格した帰国・渡日生徒及び保護者等を対象に、高校生活についてのルール及び進路、学費、奨学金制度等の説明や個別相談などを行う高校生活オリエンテーションを実施しています。

○ また、2014（平成26）年度から全ての府立高校で実施している「高校生活支援カード」についても、日本語を含む14カ国の多言語版の様式を作成しております。引き続き、帰国・渡日の生徒について、生徒の状況に応じた適切な指導・支援に努めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 都市魅力創造局 国際課
教育庁 市町村教育室 小中学校課
教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【生活・労働問題】

帰国・渡日の子どもたちの健康保障や親の生活・労働の問題など、さまざまな課題があるなかで、当面、以下のことについての施策を拡充すること。

③外国人に対する入居差別をおこなわないよう民間業者への指導を徹底すること。

（回答）

○ 外国人であるという理由だけで入居差別が行われることは、生活基盤である居住が保障されないという重大な人権問題であると考えています。このため、2006（平成18）年3月には、本籍地・国籍欄のない標準的な入居申込書の様式を策定し、業界団体や宅建業者に対して、人権問題にも配慮しながら業務を行うよう指導しています。

○ また、2008（平成20）年4月には、「大阪府宅地建物取引業における人権問題に関する指針」を改定し、「業者の責務」として「本籍地・国籍欄のない標準的な入居申込書の使用」などを新たに規定しました。

○ さらに、2011（平成23）年1月1日に「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」を施行し、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子（父子）家庭であるという理由だけで、入居申込みを拒否することを行政指導の対象にしています。同基準については、府ホームページで公表するとともに、府及び業界団体が主催する宅建業者向け研修会等において遵守徹底を周知・啓発しているところです。

○ 外国人などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅を登録する住宅セーフティネット制度について、府、市町村、家主や宅建業者等で構成する会議等のあらゆる機会をとらえ、周知・啓発を行っています。

○ 具体的には、建築振興課が宅地建物取引業者向けに作成した、人権問題の理解と認識を深めるための「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」や、Osaka あんしん住まい推進協議会が作成した、高齢者や外国人等の入居に不安を感じる家主・不動産事業者向けの「知ってあんしん高齢者等円滑入居のための15のアドバイス」等を活用し、制度周知及びセーフティネット住宅の登録の働きかけを行っています。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課
都市整備部 住宅建築局 居住企画課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【生活・労働問題】

帰国・渡日の子どもたちの健康保障や親の生活・労働の問題など、さまざまな課題があるなかで、当面、以下のことについての施策を拡充すること。

④「国連識字の10年―すべての人々に教育を」は2012年で終了したが、「すべての人々に教育を」という理念にたち、大阪府としてのとりくみの成果と残された課題の解決にむけ今後の方策を明らかにすること。また、渡日者などを対象とした「日本語読み書き教室」を設置している市町村への支援や、「おおさか識字・日本語センター」の活用や連携をすすめるための大阪府としての支援を継続するとともに、「識字推進指針」が未制定の自治体へのはたらきかけを強めること。

（回答）

○ 大阪府国際識字年推進会議（事務局：府教育庁地域教育振興課）では、2003（平成15）年から始まった「国連識字の10年」を契機とし、府内における識字活動の啓発・推進を一層図るため、2005（平成17）年10月に「大阪府識字施策推進指針（改訂版）」を策定し、その具体化に向けて施策を進めてまいりました。

○ また、「国連識字の10年―すべての人々に教育を」が終了した翌年の2013（平成25）年度に「大阪識字・日本語協議会」（事務局：府教育庁）を設立し、それまでの5者（大阪府、大阪市、堺市、大阪府人権協会、識字・日本語連絡会）連携体制を維持するとともに、民間により運営することとなった「識字・日本語センター」と協働し、センターの7つの機能である「啓発」「情報収集・発信」「相談」「教材開発・提供」「調査・研究」「研修」「ネットワークづくり」の取組みを進めてまいりました。

○ 2015（平成27）年度には「大阪識字・日本語協議会」で行政やそれぞれの団体・機関が課題解決に向けて取組みを進めることができるよう、「大阪府内における識字・日本語学習活動促進のための課題整理報告書」をまとめました。これに基づき、引き続き、識字・日本語教室の活動を支援するなど、識字施策の充実に努めてまいります。

○ また、2020（令和2）年度からは国の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用して、地域で活動する識字・日本語教室の支援力の強化に努めています。

○ 併せて、「よみかきこうりゅうかい」、ブロック別の教室見学会や交流会、市町村識字・日本語学習担当者連絡会議等を実施し、行政間や教室間、行政と教室の連携を図り、地域の実情に応じた識字・日本語教室の活動を支援する取組みを進めるよう各市町村に働きかけています。

○ 「識字推進指針」が未制定の市町村に対しては、「大阪府識字施策推進指針（改訂版）」の策定趣旨をふまえ、市町村識字・日本語学習担当者連絡会議等の場を活用し、制定を働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 地域教育振興課
府民文化部 都市魅力創造局 国際課
府民文化部 人権局 人権擁護課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【生活・労働問題】

帰国・渡日の子どもの健康保障や親の生活・労働の問題など、さまざまな課題があるなかで、当面、以下のことについての施策を拡充すること。

⑤「日本語教育の推進に関する法律」に則り、外国人等に対し、その希望をふまえ置かれている状況および能力に応じた日本語教育を受ける機会を最大限確保すること。

（回答）

○ 「日本語教育の推進に関する法律(第三条)」の基本理念には、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならないと示されています。

○ 小中学校課としては、日本語指導が必要な児童生徒の状況を把握し、個別の指導計画の作成の支援や多文化共生の取組みを推進するため、国の補助金事業等を活用して、2019（令和元）年度から2021（令和3）年度まで、「特別の教育課程による日本語指導推進事業」を実施し、中核市を除く各市町村及び学校へ日本語指導スーパーバイザーが巡回訪問し、助言を行ってまいりました。

○ 2022（令和4）年度からは、多言語化かつ少数散在化する現状をふまえ、当該児童生徒がオンラインで日本語指導を受けることができる体制として、府の日本語指導員による指導を行い、当該児童生徒の日本語能力の向上を支援しているところです。

○ 加えて、2020（令和2）年度から、府域7地区に外国人児童生徒支援員を配置し、外国人児童生徒の学校生活及び保護者の家庭における様々な問題への対応や、授業の中で当該児童生徒を個別に支援するなどしています。

○ 府立高校では、「日本語教育学校支援事業」において、学校からの要望に応じて、生徒の母語・母文化を理解する人材を教育サポーターとして派遣し、生徒個々の多様な生活背景やこれまでの学習状況等をふまえた指導補助及び学校生活をサポートしています。

○ また、府立高校において日本語の能力に応じた指導を特別の教育課程として行う場合の取扱いについて要項をまとめ、府立高校に周知しています。法の趣旨に則って、適切な対応ができるよう、各校の実情に合わせて加配や非常勤講師を配置するなど、日本語教育の機会の拡充に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【生活・労働問題】

帰国・渡日の子どもたちの健康保障や親の生活・労働の問題など、さまざまな課題があるなかで、当面、以下のことについての施策を拡充すること。

⑥帰国・渡日の子どもたちの体験交流会等を開催すること。また NPO 等が実施する各種イベントに対する助成の内容を明らかにすること。

（回答）

○ （公財）大阪府国際交流財団では、留学生会館に入居する留学生と地元住民との交流会を実施するなど、身近なふれあい交流の機会の提供に努めています。

○ また、（公財）大阪府国際交流財団においては、府内の児童生徒が外国に関心を持ち、多様な異文化に対する尊重と理解が進むよう、学校等における国際理解教育の支援として、留学生などの人材を授業のため学校等に派遣し、国際理解教育を推進しているところです。

○ 今後とも、来阪し在住される外国人の方々が自らの文化、習慣などのアイデンティティを保ちつつ、住民の一員として安心して暮らすことのできる社会づくりをめざし、様々な交流を通じて相互の理解が深められるよう努めていきたいと考えています。

（回答部局課名）

府民文化部 都市魅力創造局 国際課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【生活・労働問題】

帰国・渡日の子どもたちの健康保障や親の生活・労働の問題など、さまざまな課題があるなかで、当面、以下のことについての施策を拡充すること。

⑦定住外国人に係わる行政施策・行政サービス等についてはすべての外国人在籍校に引き続き周知すること。

（回答）

○ 在住外国人の方々や関係機関等からの相談に 11 言語で対応している「大阪府外国人情報コーナー」や、15 分野の専門家により 12 言語で実施している「一日インフォメーションサービス事業」等、在住外国人にかかわる行政施策・行政サービス等については、庁内で開催される会議などの場やホームページを通じて、府教育庁を含む庁内関係課や府内市町村に周知するとともに、「在日外国人施策庁内連絡会議」において「大阪府在日外国人施策の実施状況」を取りまとめ、「大阪府在日外国人施策有識者会議」に報告するとともに、府ホームページに公表するなど、引き続き周知してまいります。

○ また、2022（令和4）年9月に改訂した「大阪生活必携」や「外国人相談事例集（FAQ）」等についても、ホームページなどを通じて周知しているところです。

○ 今後とも、このような取組みを継続し、在住外国人施策・サービス等の周知・提供に努めていきたいと存じます。

（回答部局課名）

府民文化部 都市魅力創造局 国際課

府民文化部 人権局 人権擁護課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【生活・労働問題】

帰国・渡日の子どもたちの健康保障や親の生活・労働の問題など、さまざまな課題があるなかで、当面、以下のことについての施策を拡充すること。

⑧帰国・渡日に特化した就労につながる機関を設けること。また、それに準じる NPO 等の事業に助成すること。

（回答）

○ 大阪府では、さまざまな就職困難事由のある方々への総合就業支援拠点として、OSAKA しごとフィールドを開設しております。セミナーやカウンセリング等をはじめ、施設内に設置している豊富な求人情報を有するハローワークと連携した職業紹介まで、ワンストップでの就職支援を実施しております。

○ 大阪府労働相談センターでは、外国語（英語、中国語、ベトナム語等 12 言語）による労働相談をお受けしています。今後とも、ご相談内容に合わせて、適切な機関と連携してまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課
商工労働部 雇用推進室 就業促進課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

5.【入試】

高校入試に際し、引き続き受験上の配慮をすること。また、入試制度の変更によって帰国・渡日等の子どもたちに不利益が生じることがないように以下のように対応すること。

①「特別枠」の実施校・受入人数の拡大、母語による入試などいっそうの改善をはかること。

（回答）

○ 中国帰国生徒等に対する特別枠を設定した入学者選抜として2001(平成13)年度から「中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜」を実施しており、2002(平成14)年度から八尾北高校、2003(平成15)年度から成美高校、2005(平成17)年度から布施北高校を加えた、5校で実施いたしました。2014(平成26)年度においても、実施校を5校とし、普通科（総合選択制を含む）を含め、すべての高校の通学区域を府内全域といたしました。加えて、これまでも中国以外から帰国した生徒も対象としていたことから、よりわかりやすい選抜名となるよう「中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜」に改めました。

○ また、2015(平成27)年度から、大阪北部に位置する福井高校を加え、6校としました。

○ さらに、大阪市内に日本語の指導が必要な生徒が多く在籍していることをふまえ、2017(平成29)年度からは、既存の6校に、大阪市北部に位置する東淀川高校を加え、本選抜実施校を7校としました。同時に、本選抜の志願者が多国籍化していることから、選抜名を「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」に改めました。

○ 加えて、平成30年度選抜には、門真なみはや高校と長吉高校、平成31年度選抜には、東淀川高校、福井高校、八尾北高校、令和2年度選抜には、布施北高校、成美高校において本選抜の募集枠を拡大しました。

○ また、2022（令和4）年度からは、大阪市内に位置し、多部制単位制の柔軟な教育システムを活かした日本語指導のカリキュラムを編成できることに加え、秋季選抜を実施することから夏に9年の課程を修了し渡日した生徒等の柔軟な受入れが期待できる大阪わかば高校を加え、8校としました。

○ なお、受入れ人数については、従前、1月の実施細目において示しておりましたが、平成24年度選抜より、11月に公表することとし、中学校等における早期の進路指導に配慮しております。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

5.【入試】

高校入試に際し、引き続き受験上の配慮をすること。また、入試制度の変更によって帰国・渡日等の子どもたちに不利益が生じることがないように以下のように対応すること。

②入試「配慮」、「特別枠」の編入学年による資格要件を撤廃すること。当面、「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜に係る応募資格の申請手続き」の変更に伴い、中学校現場への十分な周知をはかること。

（回答）

○ 海外帰国生徒等についての入学者選抜については、これまで「英語科及び国際教養科における海外から帰国した生徒の入学者選抜」における応募資格の緩和を図るとともに受験上の配慮の対象者を拡大してきたところです。

○ 中国帰国生徒等に対する配慮事項の対象となる編入学の時期につきましては、小学校第4学年以降としていたものを、1999（平成11）年には小学校第2学年に引き下げ、平成18年度選抜からは、さらに、小学校第1学年以上の学年に引き下げました。

○ また、「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」に志願できる者について、「原則として、小学校4年生以上の学年に編入学した者とする」としてありますが、2005（平成17）年度より、「概ね小学校3年以上の学年に編入学した者のうち、特別の事情により日本語による日常生活及び学習に支障がある者」について、弾力的運用を行っています。

○ この選抜は、従来の受験上の配慮を行っても、日本語の力が不足しているために、能力を発揮できない者に対して対応するために設定したものです。個別の事情により十分な日本語指導を受けていない場合については応募資格の弾力的な運用を行うなど、今後、その趣旨がより実現されるよう、ご意見をいただきながら、入学者選抜のあり方について検討してまいります。

○ さらに、平成29年度選抜からは、これまで選抜の実施校で行っていた受験資格の審査を、事前に府教育庁で一括して行うことといたしました。この応募資格の申請手続きにつきまして、市町村教育委員会、各中学校等へ説明会等で周知を図っているところです。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

5. 【入試】

高校入試に際し、引き続き受験上の配慮をすること。また、入試制度の変更によって帰国・渡日等の子どもたちに不利益が生じることがないように以下のように対応すること。

③「帰国生枠入試」についても、子どもたちの状況に柔軟に対応すること。

（回答）

○ 「海外から帰国した生徒の入学者選抜」の応募資格につきましては、平成 19 年度選抜までは、「原則として、外国において継続して3年以上在留し、帰国後2年以内の者とする。」としておりましたが、平成 20 年度選抜から、「原則として、外国において継続して2年以上在留し、帰国後2年以内の者とする。」と緩和しています。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

5. 【入試】

高校入試に際し、引き続き受験上の配慮をすること。また、入試制度の変更によって帰国・渡日等の子どもたちに不利益が生じることがないように以下のように対応すること。

④大阪府公立高校入学者選抜の改変に伴い、帰国・渡日の子どもたちや保護者への精確な情報提供や対応等、よりきめ細やかな進路保障・進路指導が求められている。これらの充実をはかるため、中学校現場への十分な指導と支援を引き続きおこなうこと。

（回答）

○ 中学校卒業後の進路選択に役立つ様々な情報（高校入学者選抜についての情報含む）を冊子「進路選択に向けて」にまとめ、16言語（日本語含む）で府教育庁のホームページに掲載し、帰国・渡日生徒や保護者だけでなく、中学校の教職員の方々についても活用できるようにしております。

○ 今年度も、帰国・渡日児童生徒やその保護者を対象に、高校進学のための多言語進路ガイダンスを実施しているところです。ガイダンスでは、高校の学校紹介や「進路選択に向けて」を活用した公立高校入学者選抜についての説明などを行い、情報提供に努めているところです。

○ また、2024（令和6）年7月に「OSAKA 多文化共生フォーラム」を開催し、ロールモデルとなる高校生の話を聞いたり、高校進学に向けての個別相談を行ったりするなど、進路について展望を持てるように支援しました。

○ 2014（平成26）年度より、通学区域が府内全域となり、それまで通学区域ごとに作成していた「大阪府公立高等学校等ガイド」を1冊にまとめ、今年度も大阪府内の公立中学校の3年生全員に配付するとともに、7月には「大阪府公立高等学校進学フェア2025」を開催いたしました。

○ また、2013（平成25）年8月より、府教育委員会のウェブページに、中学生の進路選択や中学校における進路指導を支援するため、公立高校や支援学校の学校情報を効率的に提供する公立高等学校・支援学校検索ナビ（愛称：「咲くなび」）を開設しています。

○ 今後も、中学校における進路指導、生徒の進路選択の支援に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

5. 【入試】

高校入試に際し、引き続き受験上の配慮をすること。また、入試制度の変更によって帰国・渡日等の子どもたちに不利益が生じることがないように以下のように対応すること。

⑤私立高校に対し、帰国・渡日の子どもの入試に関わって配慮するよう周知すること。帰国・渡日の子どもたちが入学している私立学校には、大阪府として支援すること。また、府立学校と私立学校との連携をすすめること。

（回答）

○ 私立学校における入試については、各学校が独自に決定し、実施しており、私立学校の中には、海外帰国生徒や留学生の受け入れに力を入れていることが学校の特色となっている学校もあります。

○ 今後とも、国や教育庁関係課が作成する資料等を各私立学校に配布・周知し、その活用を求めていくとともに、帰国・渡日等の子どもたちの教育課題への積極的な取り組みがなされるよう働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 私学課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

6. 【入学時の通訳】

帰国・渡日の子どもたちが入学する際に、保護者の高校教育への理解と協力のため通訳が必要な場合は、別途、保護者に対して説明する場を設けるなど、引き続き支援策を講じること。

（回答）

○ 海外から帰国した生徒の入学者選抜及び日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜等において、外国人生徒等との連絡等に係る事務を適正に行うため、通訳等の支援が必要な生徒が志願・受験することが明らかな府立高等学校に対して、学力検査当日等における通訳、受験上の注意などの翻訳を行う通訳等ボランティアを活用し、支援しているところです。

○ また、府立高等学校入学者選抜に合格した帰国・渡日生徒及び保護者等を対象に、高校生活についてのルール及び進路、学費、奨学金制度等の説明や個別相談などを行う高校生活オリエンテーションを実施しています。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

7. 【多言語通訳派遣の拡充】

帰国・渡日の子どもたちの教育保障のために、大阪府として多言語通訳の派遣制度を拡充するとともに、通訳者に対する研修や多数在籍校、少数点在校への支援通訳の常時派遣をおこなうこと。また、派遣条件「帰国3年以内」については引き続き弾力的に運用すること。

（回答）

○ 2005（平成17）年度から、学校からの要望に応じて、生徒の母語・母文化を理解する教育サポーターを派遣し、日本語・母語指導や生活適応指導等の補助及び保護者懇談等における通訳を行っております。

○ 今年度は、各校のニーズに応じ約 20 言語で教育サポーターを派遣するとともに、教育サポーター育成研修を実施しております。

○ 今後も、引き続き教育サポーター育成研修などによる、教育サポーターの登録の充実や、市町村教育委員会との情報共有に努めるとともに、関係課間で連携し、帰国・渡日の子どもたちの支援に努めてまいります。

○ 福祉部では、永住帰国された中国残留邦人等（以下「中国帰国者」という。）の自立を促進するため、自立支援通訳を派遣しています。この自立支援通訳派遣制度は、国の事業では国費帰国された中国帰国者に限定した制度ですが、大阪府では、帰国後3年以内の中国帰国者とその2世の世帯までを派遣対象とする独自制度で運用しています。

○ なお、中国帰国者の教育保障のため、学校への相談等に関する派遣の帰国後の年数の取扱いについて、弾力的に運用していくこととしています。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

8.【多数在籍高校】

帰国・渡日の子どもが多数在籍する高校に対し、以下の施策をおこなうこと。

- ①教職員加配の増員をおこなうこと。
- ②帰国・渡日の子どもの支援、中国語授業の増加などに対応するため、中国語の教員採用選考テストを実施すること。
- ③日本語指導の充実をはかるため「日本語指導」の教員採用選考テストを実施すること。
- ④多文化共生教育の充実をはかるため、「多文化共生」や「国際理解」に関する経験のある教職員を積極的に採用すること。

（回答）

○ 高等学校における日本語指導が必要な生徒等への対応につきましては、各校でそれぞれの実情に応じた取組みを行っているところでございますが、国の帰国子女等教育を充実するための措置として、今年度は8校に対して18名の教員を加配しております。

○ さらに、円滑な教育活動を保障するため、日本語指導を行うために必要な場合には、別途、非常勤講師の配置を行っているところでございます。

○ 定数事情が厳しい中ではございますが、今後とも、各学校の実情に応じた措置を講じることができるよう努力してまいりたいと存じます。

○ なお、教員採用選考テストにおいては、教科による区分での募集及び選考を基本としているところです。中国語の教員採用選考につきましては授業時間数、将来的な需要動向をふまえた上で判断してまいりたいと存じます。

○ また、「国際理解教育」や「多文化共生教育」など、教科の枠を超えた分野の教育も重要と考えており、府教育委員会としても、市町村や学校の状況をふまえながら、教員の特技や得意分野に配慮した配置を行い、これらの教育を推進するとともに、その人材の確保にも努めてきたところです。

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

8.【多数在籍高校】

帰国・渡日の子どもが多数在籍する高校に対し、以下の施策をおこなうこと。

⑤中国語指導員や韓国・朝鮮語指導員の継続配置・増員をはかること。

（回答）

○ 大阪府では、大阪府外国語（中国語）指導員（NCT）として、2010（平成22）年度から1名を、2019（平成31）年度から1名を追加し、計2名を府立高校に配置しております。

○ 現在、チーム・ティーチングによる中国語の授業を担当し、週3日又は週2日の配置校での勤務と、週2日又は週1日の招請校での勤務を行っています。

○ また、大阪府外国語（韓国・朝鮮語）指導員（NKT：Native Korean Teacher）として、2012（平成24）年度から1名を、府立高校に配置しております。

○ 現在、チーム・ティーチングによる韓国・朝鮮語の授業を担当し、週2日の配置校での勤務と、週2日又は週1日の招請校での勤務を行っています。

○ 府教育庁といたしましては、次年度の継続配置に向けて検討しているところです。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

8.【多数在籍高校】

帰国・渡日の子どもが多数在籍する高校に対し、以下の施策をおこなうこと。

⑥多言語の指導助手の配置をはかること。

（回答）

○ 府教育庁といたしましては、中国語指導員（NCT）に加え、英語指導員（NET）、英語指導助手（ALT）、韓国・朝鮮語指導員（NKT）について、次年度の継続配置に向けて検討しているところです。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

8.【多数在籍高校】

帰国・渡日の子どもが多数在籍する高校に対し、以下の施策をおこなうこと。

⑦編入学の帰国・渡日の子どもたちに学習等の支援策を講じること。

（回答）

○ 中国帰国生徒等の編入学については、本人の日本語の習得状況や教科の学習の状況、居住地、希望する卒業後の進路等をふまえて、受入れ校を決めているところです。編入学の帰国、渡日の生徒についても学校生活面、学習面等、生徒の状況に応じた支援に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

8. 【多数在籍高校】

帰国・渡日の子どもが多数在籍する高校に対し、以下の施策をおこなうこと。

⑧エンパワメントスクールの帰国・渡日の子どもたちに対する学習等の支援策を講じること。

（回答）

○ 2005（平成17）年度から、帰国・渡日の生徒が在籍している府立高校に対して、生徒の母語・母文化を理解する人材を教育サポーターとして派遣し、生徒個々の多様な生活背景やこれまでの学習状況等をふまえた指導補助及び学校生活をサポートしております。

○ エンパワメントスクールでは、学習面などで支援を必要とする生徒をしっかりとサポートし、一人ひとりが本来持っている内なる力を最大限に引き出していくため、個別の生徒の状況に応じた学び直し教材や、正解が1つでない問題を考えるグループワークによる授業の導入など既存の枠組みにとらわれない柔軟な教育システムを構築し、社会で生き抜いていく力をしっかりと身につけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

8.【多数在籍高校】

帰国・渡日の子どもが多数在籍する高校に対し、以下の施策をおこなうこと。

⑨「高校生活支援カード」については、子どもたちをとりまく状況に応じた支援をおこなうために活用するような施策を講ずること。また、市町村教育委員会にも「高校生活支援カード」の有効的な活用の好事例を周知すること。

（回答）

○ 2014（平成26）年度から全ての府立高校で実施している「高校生活支援カード」により、生徒・保護者のニーズを把握し、生徒の状況に応じた適切な指導・支援に努めてまいります。

○ 高校生活支援カードについては、中学校進路指導担当者研修会や進学指導協議会を通じて中学校への周知を行っております。また、その有効的な活用等について、モデル校の実践をふまえて、組織的かつ継続的な支援を行うよう指導してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

8.【多数在籍高校】

帰国・渡日の子どもが多数在籍する高校に対し、以下の施策をおこなうこと。

⑩高等学校就学支援金と奨学給付金の受給対象となる子どもへ確実に支給されるよう申請書の多言語対応等のてだてを講じること。

（回答）

○ 高等学校等就学支援金や奨学のための給付金が、受給対象となる帰国・渡日の子ども等にも確実に支給されるためには、多言語対応の申請案内を行うことが必要と認識しております。

○ このため、2024（令和6）年度の事業の実施にあたり、10か国語版（英語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、インドネシア語、タイ語）の手続き案内の概要等最新版を大阪府のホームページ等に掲載・ダウンロードしていただけるようにしました。

○ 引き続き、必要な多言語対応について、その効果も見極めながら対応してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 施設財務課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

9.【教育サポーター】

帰国・渡日の子どもたちの教育保障のために、「教育サポーター」を養成すること。
また、「専門員」は府立高校と同様に市町村においても活用できるよう事業を充実すること。

（回答）

○ 日本語指導を必要とする児童生徒の増加や母語の多様化にともない、帰国・渡日児童生徒の教育を適切に行うためにも、教育サポーターを年次的に養成することは重要であると認識しており、今年度も10月に育成研修を行う予定です。

○ また、登録制度の情報につきましては、市町村教育委員会等においても活用いただいているところです。

○ 厳しい財政状況ではありますが、今後とも、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校の実践を支援するため、引き続き、必要な予算措置について、国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

10. 【教科書等の翻訳】

帰国・渡日の子どもたちに必要な補助教材の作成や教科書の翻訳をおこなうこと。学校行事・保健連絡等「家庭への連絡文書対訳集」を学校現場で必要とされる言語で作成し、周知すること。とりわけ、ホームページの内容を適宜、更新すること。また、教科学習の指導資料等の作成にあたっては、解放共闘教育部会との協議をおこなうこと。

（回答）

○ 2014（平成26）年度末に、日本語教育教材「こんにちは」（小学校用・中学校用）を全面改訂し、府教育センターホームページに掲載すると共に、教職員研修においても周知することにより、その活用を働きかけてまいりました。

○ また、2002（平成14）年度より、帰国・渡日児童生徒及び保護者が就学や進路に必要な情報を得られるよう、市町村教育委員会や小中学校の教職員が活用できる各種の教育情報を提供しているところです。

○ 府教育庁のホームページでは、2024（令和6）年10月現在、高等学校等への進路資料「進路選択に向けて」を16言語（日本語含む）で、「学校生活サポート情報」を13言語（日本語含む）でダウンロードできるようにするなど、随時更新に努めております。

○ また、小中学校課及び府教育センターが作成している学年別の家庭学習プリントやテスト教材等の解説動画について、多言語の翻訳版（9言語）を、大阪大学・人間科学研究科及び言語文化研究科を始めとする学生・大学院生（留学生含む）等のボランティアの方々の支援により作成し、本ホームページでWEBアップしています。

○ 今後とも、帰国・渡日児童生徒の学校での生活をサポートする情報提供に努めてまいります。

○ 教科学習のための指導資料につきましては、「高等学校教科用語集(英語対訳)保健体育分野、家庭科分野」を2009（平成21）年度に作成し、府立学校及び中学校に配付しました。その翌年度は、英語以外の9言語による「高等学校教科用語集」を作成し、全府立高校に配付しました。

○ また、「在日外国人教育のための資料集（DVD）」教材については、府立学校に対して活用促進を図るよう、研修会等において、学校の教育活動での具体的な活用方法を示すなどし、在日外国人教育が充実するよう指導を行っています。

○ 今後、さらなる在日外国人教育の充実に向けて、研修会等あらゆる機会をとらえて資料集の活用について働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回

答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

11. 【学校生活サポート事業】

NPO との協働による「帰国・渡日児童生徒の学校生活サポート事業」について、とりわけ多言語対応の進路ガイダンスを市町村と連携して今後も充実、継続すること。

（回答）

○ 府教育庁としては、支援が必要な母語の多様化等の大阪府の現状をふまえ、帰国・渡日児童生徒及び保護者が安心して学校生活を送り、主体的に進路選択できることは重要であると認識しております。

○ そのため、2002（平成14）年度から、日本の高校入試制度や学校生活などの情報提供及び個別相談等を行う多言語による進路ガイダンスを、市町村及びNPO等と連携し、府内8地区で実施しております。

○ 今後とも、市町村教育委員会及びNPO等と連携し、各地区実行委員会の充実及び各地区をつなぐ情報ネットワークの構築等に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

様式 2

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

12.【高専などでの入試配慮、受け入れ実態】

高等職業技術専門校などへの入校に対しても、府立学校に準じた「特別配慮」をおこなうこと。また現状での帰国・渡日の子どもたちの受け入れ状況の実態を明らかにすること。

（回答）

○ 商工労働部においては、職業能力開発促進法に基づき、府立高等職業技術専門校等において、若年者から中高年齢者に至る幅広い層を対象に職業訓練を実施しているところです。中学校、高等学校や公共職業安定所等の関係機関と密接に連携しながら、安定した職業生活を送るために知識や技能の習得を必要とされる方の入校の促進を図ってまいりました。

○ 高等職業技術専門校等の入校選考時には、本人が希望され、関係中学校長等から事前に申し出があった方について、学科試験時の辞書の持ち込みや試験時間の延長、ルビ入りの試験問題の配付等の受験上の配慮を行うこととしており、今後とも府教育庁に準じて実施してまいります。

○ なお、2024（令和6）年度の入校選考時には、特に配慮を希望される方はおられませんでした。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 人材育成課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

13. 【就職】

就職を希望する帰国・渡日の子どものための就職決定を促進するため、各種施策を充実すること。

（回答）

○ 府立高校に在籍する帰国・渡日生徒および保護者、教員を対象にした「帰国・渡日生徒進路支援説明会を、毎年7月に実施しております。

○ また、外国につながる生徒のための進路支援ハンドブックを新たに「外国につながる生徒のための進路選択ブックレット」として2024（令和6）年8月に改訂し、就職に関する内容についても更新したところです。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回

答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

14. 【就学・就労、在留資格】

経済的理由で就学できない、安定した収入を得られる就労ができない子どもたちの実態を把握し、課題解決へととりくむこと。また、15年の法務省通知をふまえ、「家族滞在」であっても就労が決まれば「定住者」に在留資格が変更できること等、18年の法務省通知によってその対象範囲が緩和されたこと等必要な情報があれば直ちに学校はもとより本人や家族に提供し、就学、就労など進路を保障すること。

（回答）

○ 府教育庁では、雇用状況の悪化に対応するため、府民文化部、大阪市教育委員会・堺市教育委員会、大阪労働局、府・市・私立高等学校進路指導研究会と連携し、経済団体・業界団体に対して要請を行い、採用拡大、内定取り消しや入職延期の防止の依頼を行ってまいりました。

○ また、7月に実施した府内公立・私立の高等学校進路指導担当者への説明の中で、事象発生時の学校としての対応について指示を行うとともに、新規高等学校等卒業者への内定取り消しや入職延期、及び面接時の「違反質問」などが生じた場合については、生起後、事実を確認して速やかに報告するよう求め、状況を把握しております。

○ さらに「家族滞在」であっても就労し、「定住者」や「特定活動」に在留資格が変更できること等、必要な情報については、法務省通知をふまえ、各市町村教育委員会の人権教育主管課長会や担当指導主事連絡会等において周知しております。今後も対象となる子どもや保護者が不利益を被ることのないよう実態の把握に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

15. 【ヘイトスピーチ】

「ヘイトスピーチ解消法」、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」をふまえ、ヘイトスピーチ（差別的憎悪表現）やインターネットにおける人権侵害事象について、大阪府・大阪府教育庁として「差別を許さない姿勢」を明らかにすること。また、意図的でなくとも無理解や偏見による言動は差別であることを含め、子どもたちや保護者、地域、府民に対してより周知するとともに、学校現場のとりくみを支援する方策を確立すること。「ヘイトスピーチの問題を考えるために一研修用参考資料一」の内容についても精査し、府立学校や市町村教育委員会・学校現場に周知徹底をはかること。

（回答）

○ ヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせるものであり、許されないものと認識しています。

○ 大阪府としましては、2019（令和元）年11月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行し、ヘイトスピーチを禁止する府の強い姿勢を府民に見える形で示すとともに、ヘイトスピーチは許さないという共通認識を社会に根付かせるため、府民向けリーフレットを活用するなどして啓発を行ってまいりました。

○ また、インターネットに書き込まれる人権侵害事象については、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」（2022（令和4）年4月施行、2023（令和5）年10月改正）に基づき、プロバイダへの削除要請や発信者への説示・助言、専門相談窓口における被害者等への支援、教育・啓発活動を実施しています。

○ さらに、11月を「ヘイトスピーチ解消条例啓発推進月間」及び「インターネット上の人権侵害解消推進月間」と定め、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する府民の関心や理解が深まるよう、専門相談窓口の運営や、教育・啓発活動の集中的な取組を行っています。

○ 大阪府として、これらの取組を着実に進めることで、ヘイトスピーチをはじめ「不当な差別的言動を許さない姿勢」を明らかにしていきます。

○ 府教育庁としては、教職員がヘイトスピーチについての理解を深め、人権尊重の精神を基盤に在日外国人に対する差別を許さない態度を培うとともに、すべての児童生徒に対して一層適切な教育を進めることが重要であると認識しています。2022（令和4）年には、「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」（2024（令和6）年改訂）を作成するとともに、ヘイトスピーチについて考える教材の指導のてびき等を作成・配付し、活用を進めているところです。加えて、2015（平成27）年に作成し、これまでに3度改訂（2017（平成29）年、2020（令和2）年、2024（令和6）年）を行った「ヘイトスピーチの問題を考えるために一研修用参考資料一」については、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の施行をふまえ、引き続き市町村教育委員会及び府立学校への周知に努めるとともに、必要に応じて改訂を進めてまいります。

○ また、意図的でない場合であっても無理解や偏見による言動が差別となる場合があることについては、「人権教育 COMPASS」・人権教育リーフレット「アンコンシャス・バイアス」、「マイクロアグレッション」や大阪府教育センターで実施する人権教育研修で紹介しています。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

教育庁 人権教育企画課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

16. 【小学校外国語】

小学校外国語については、多文化共生教育、多様性教育といった観点を大切にするよう市町村教育委員会を指導すること。

（回答）

○ 学習指導要領において、「小学校外国語」の目標の一つに、「外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う」とあります。グローバル化が進展する中で、児童が多様な文化や価値観を持った人々と共存するために、多様な考え方を理解し、柔軟に対応することや、公正な判断力を養い、相手の状況や立場を共感的に理解できる心情を育てることが求められています。府教育庁としては、学習指導要領の趣旨をふまえて、各校で適切な指導が行われるよう市町村教育委員会に対して指導・助言してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

17.【啓発】

保護者や府民に対して、帰国・渡日等に関わる問題についての啓発をよりいっそうおこなうこと。

（回答）

○ 大阪府では、様々な人権問題についての啓発を推進することを目的に、人権白書「ゆまにてなにわ」を毎年度作成しています。

○ 「ゆまにてなにわ」は、市町村などの行政機関をはじめ、学校や関係団体等にも広く配布し、人権研修の場などで啓発用資料として活用されています。また、街頭啓発や各種イベントでの配布に加えて、人権局のホームページにも掲載し、周知及び啓発に努めています。

○ 今後とも、関係部局等と連携の下、内容の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等とも連携し、効果的な啓発活動の実施に努めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権企画課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

18.【差別事象の実態把握】

人種や民族、国籍に関する配慮を欠く不快・不適切な言動（レイシャルハラスメント）が生起している。教育現場や就職・進学における差別事象の実態把握を徹底するとともに、解決にむけたとりくみや防止するための施策、研修を充実すること。また、DVD教材「在日外国人教育のための資料集 違いを認め合い共に生きるために」を周知すること。

（回答）

○ 学校で生起した差別事象については、府立学校及び市町村教育委員会からの報告によって把握しております。「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の施行をふまえ、今後とも多様性を尊重し、人権問題について正しい理解と認識を深める人権教育を推進することが必要であると認識しております。

○ 実際に差別事象等の人権侵害が生起した場合には、府立学校及び市町村教育委員会と連携を図り、迅速かつ組織的に対応するよう指導しているところです。

○ 国籍や人種への配慮を欠く言動についても、生起した場合には、被害児童生徒へのケアを第一に行うとともに、関係機関と連携を図り、組織的に対応するよう指導しています。

○ また、市町村ヒアリング等において実態把握に努めるとともに、教員の研修及び市町村連絡会において、教材を紹介する等、レイシャルハラスメント防止に努めています。

○ 府立学校においても、人権教育をすすめるに当たり、人権教育 COMPASS シリーズをはじめとする関係資料等の活用を図ってまいります。

○ 「在日外国人に関わる教育における指導の指針」（2024（令和6）年2月策定）の内容の具体化と位置付けている「在日外国人教育のための資料集（DVD）（増補版）」教材についての活用促進を図るよう、全市町村教育委員会及び府立学校に対し指導・助言するとともに、人権教育主管課長会や研修会等で学校における教育活動での具体的な活用方法を示すなど、活用についての指導を行っています。

○ また、2023（令和5）年3月、教職員が自らの人権意識をより一層高めるとともに、教育現場における差別事象への適切な対応を図ることを目的として、「教職員のための差別事象対応ワークシート」を府立学校及び市町村教育委員会に発出しました。

○ 今後も引き続き、在日外国人教育の充実に向けて、研修会等あらゆる機会をとらえて資料集の活用促進を図るよう努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 人権教育企画課

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課